

「町田市子どもにやさしいまち条例」の周知・啓発活動について

1 今後の周知・啓発活動（案）

(1) 制定後から施行まで

項番	活動内容	対象	実施場所	実施時期	備考
1	事業者意見交換会	事業者	市庁舎	2023年12月	※実施済
2	市ホームページでの周知	子ども、大人	—	2024年1月～	※実施済
3	デジタルサイネージによるPR	町田駅を利用する方	町田駅周辺 2号デッキ	2024年1～5月	※実施中
4	広報まちだでの周知 【条例制定】	市民	—	2024年2月	※実施済
5	広報物の配布	子ども、大人	市内各施設 ・学校等	2024年2月	※実施済
6	条例の制定イベント	大人	市庁舎	2024年3月	
7	中央図書館特集コーナー	図書館を訪れた方	中央図書館	2024年4～5月	
8	広報まちだでの周知 【条例施行】	市民	—	2024年5月	
9	条例の施行イベント	検討中	子どもセンター	2024年5月	子どもと企画から行うことを検討中

(2) 施行後

項番	活動内容	対象	実施場所	実施時期	備考
1	現場へのミニ講座	子どもと接する 機会の多い現場の方	未定	2024年度～	
2	市主催のイベント でのPR	イベントに訪れた方	未定	2024年度～	
3	懸垂幕・横断幕 によるPR	①市役所に訪れた方 ②町田駅を通る方	①町田市役所前 ②町田駅付近	2024年度～	

(3) その他

- 啓発グッズの作成・活用
- 広報物の充実

2 周知・啓発活動を行う際のポイント（案）

感じてもらう

- 子どもに、「子どもの権利」という言葉を耳にしてもらう。
- 大人に、子どもの視点を感じてもらう。

知ってもらう

- 子どもに、「子どもの権利」を自分ごととして捉えてもらう。
- 大人に、条例の趣旨について知ってもらう

理解してもらう 実践してもらう

- ターゲットに合わせた内容での説明を行い、より身近に感じてもらえるように現在している活動を元に考えてもらい、気づきを得てもらう。